

一般社団法人日本パラカヌー連盟
利益相反規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラカヌー連盟（以下「本連盟」という。）の役職員等が職務を遂行する過程において、本連盟の利益と個人の利益が衝突する可能性がある状況（以下「利益相反」という。）を適切に管理し、組織運営の公正性・透明性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 利益相反とは、役職員等の個人的利益が本連盟の利益と相反する状況をいう。

2 利益相反行為とは、利益相反の状況を生じさせる取引、意思決定、その他の行為をいう。

3 役職員等とは、第3条に定める者をいう。

(対象者)

第3条 本規程の対象者は、以下に該当する者とする。

(1) 理事、監事

(2) 専門委員会委員

(3) 事務局職員

(4) その他本連盟の意思決定に関与する者として、本規程の対象者として理事会が決議した者

(利益相反行為の原則禁止)

第4条 役職員等は、利益相反行為を原則として行ってはならない。ただし、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

(申告義務)

第5条 役職員等は、以下のいずれかに該当する場合、速やかに本連盟に申告しなければならない。

(1) 自らが役員、従業員、株主であるまたは自らが取引関係にある企業・団体と本連盟との間で取引がある場合

(2) 自身の配偶者または三親等以内の親族や懇意の関係者が本連盟と取引関係にある場合

(3) 本連盟の意思決定に関与する立場で、利害関係者に関する事項を審議する場合

(承認手続)

第6条 利益相反行為が申告された場合、本連盟は以下の手続を経て承認の可否を判断する。

- (1) 申告内容の事実確認
- (2) 利益相反の程度と本連盟への影響の評価
- (3) 理事会による審議および承認決議

(承認基準)

第7条 以下のいずれかに該当する場合、理事会は、利益相反行為は承認してはならない。

- (1) 社会通念上妥当性を著しく欠く場合
- (2) 本連盟の公正性・信頼性を損なうおそれがある場合

(決議への関与制限)

第8条 利益相反に該当する可能性がある役職員等は、当該事項に関する決議に参加してはならない。

(研修・啓発)

第9条 本連盟は、役職員等に対して利益相反に関する研修を定期的実施し、意識の向上を図る。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、2025年10月7日から施行する。
- 2 本規程は、2026年3月24日から一部改定施行する。